

「治療と仕事の両立支援」は、
令和8年4月1日から
努力義務になりました！

事業場における 治療と仕事の両立支援の取り組みには さんぽセンターをご利用ください

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構
が各都道府県に設置、運営しています。事業場の「治療と仕事の両立支援」の取り組みに対して、各種
支援サービスを無料[※]で提供しています。

治療と仕事の両立支援の取り組みについて…

努力義務化にはどのように対応すればいい？

中小企業でも導入できる制度は？

個別の両立支援の進め方が分からない



さんぽセンターの活用が有効です

さんぽセンターでは、治療と仕事の両立支援の専門スタッフ(社労士、心理
職、保健師等)を配置し、各種支援を無料[※]で提供しています。



- 相談への対応
- 事業場への訪問による制度導入支援
- 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整
および両立支援プランの作成支援
- 研修やセミナーの開催

申込先

鳥取さんぽセンター 電話:0857-25-3431

申込書は2ページ目をご覧ください

治療と仕事の両立支援申込書

年 月 日

事業場情報 ※労働者(患者)本人様 からのご相談の場合、 記載なしでも 申込みできます。	名 称			労働者数	名	
	所在地	〒 -				
	TEL		FAX			
	業 種		事業内容			
担 当 者 (申込者)	職 名			氏 名		
	連絡先	※E-mailまたはTELをご記入下さい。				
	職 種	☐ 産業医	☐ 保健師 看護師	☐ 事業主	☐ 労働者 (患者)	
		☐ 労務管理担当者		☐ 衛生管理者		
	☐ MSW	☐ その他()				
支援希望の項目に☑を付けて下さい。(複数選択可)						
事業場訪問支援	両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。 【訪問希望日時 年 月 日 (曜日) : ~ : 】 ☐ 管理監督者向け両立支援教育(管理監督者や労働者等に対する意識啓発を行うセミナー) ☐ 事業場内体制の整備 ☐ 両立支援のすすめ方 ☐ 事業場内規程等の整備 ☐ 両立支援に係る情報提供 ☐ 事業場の勤務、休暇制度の整備 ☐ 衛生委員会等での調査審議 ☐ その他 (具体的に)					
啓発セミナー	両立支援指針等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。 【第1希望日時 年 月 日 (曜日) : ~ : 】 【第2希望日時 年 月 日 (曜日) : ~ : 】					
個別調整支援	事業場と労働者(患者)間で個別に相談対応、助言、連絡調整等行います。 ※個別調整支援においては労働者(患者)ご本人の同意が必要です。 ☐ 両立支援のすすめ方 ☐ 就業上の配置についての検討 ☐ 主治医等への相談 ☐ 両立支援プランの作成 ☐ 労働者(患者)との治療に対する配慮の検討 ☐ 職場復帰支援プランの作成 ☐ その他 (具体的に)					
相談対応	両立支援に関する相談に電話、メール、面談等に対応します。相談内容を記載してください。 					

・申込書受領後、当センターからご連絡いたします。

・この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

【申込先】

独立行政法人労働者健康安全機構

鳥取産業保健総合支援センター

〒680-0846 鳥取市扇町115-1鳥取駅前第一生命ビルディング6階

TEL 0857-25-3431 E-mail info@tottoris.johas.go.jp

FAX 0857-25-3432



(こちらのQRコード
からもお申込みい
ただけます)

(2026.8)